３．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

４．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しており、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

５．棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品は、移動平均法による低価法を採用しております。

６．収益及び費用の計上基準

当法人と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

⑴　受託製表収入業務

受託製表収入業務においては、顧客との委託契約に基づき、受託製表業務を行っております。顧客からの委託に基づく統計データについては顧客に統計データを納品した時点で履行義務が充足されることから、当該時点において収益を認識しております。

⑵　政府統計共同利用システム運用管理等収入業務

政府統計共同利用システム運用管理等収入業務においては、顧客との請負契約に基づき、政府統計共同利用システムの運用管理等業務を行っております。当該契約のうち、政府統計共同利用システムの利用料については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じて収益を認識しております。

また、当該契約のうち、政府統計共同利用システムにおける公的統計のＤＸ推進業務の請負については、顧客が業務完了報告書を検収確認した時点で履行義務が充足されることから、当該時点において収益を認識しております。

⑶　統計データ二次的利用収入業務

統計データ二次的利用収入業務においては、二次的利用データの提供を行っております。これらのデータ提供については、顧客に二次的利用データを引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点において収益を認識しております。

７．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式を採用しております。

Ⅱ　行政コスト計算書の注記事項

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	10,979,383,042円
自己収入等	△ 1,462,211,516円
機会費用	293,521,433円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	9,810,692,959円

２．機会費用の計上方法

⑴　国の財産の無償による貸借取引から生ずる機会費用の計算方法

事務室等施設は、近隣のビルの賃貸料等を参考に計算しております。

⑵　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

国又は地方公共団体との人事交流による出向職員であり、国又は地方公共団体に復帰することが予定される職員であって、独立行政法人での勤務に係る退職給与は支給しない条件で採用しており、退職給与を支給しないことが独立行政法人の給与規則等において明らかとなっている出向職員がいないことから、独立行政法人会計基準等に基づき、国又は地方公共団体との人事交流による出向職員にかかる退職給付費用は退職給付引当金に含めて計上しており、機会費用の算定を行っておりません。

Ⅲ　損益計算書の注記事項

ファイナンス・リース取引に係る損益

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△26,195,429円であり、当該影響額を除いた当期総利益は777,483,623円であります。

Ⅳ　キャッシュ・フロー計算書の注記事項

資金期末残高の貸借対照表科目別内訳

現金及び預金　　1,051,074,178円

Ⅴ　金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達については主務大臣により認可された運営費交付金を主としており、有価証券及び投資有価証券は保有しておりません。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、内部規定に沿ってリスク低減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
長期未払金	2,091,215,049	2,005,352,717	85,862,332
リース債務	276,844,790	237,183,909	39,660,881

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

長期未払金

時価については、当該帳簿価額を、リスクフリーレート（日本国債利回り）で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。